

■第四中学校区の主な取り組み内容

- ①地域への愛着につながる自治会館等が併設された公園の利活用の促進
- ②公園、緑道、歩道、水路を活かした、安心して楽しく歩けるネットワークの形成
- ③小中学校の再編統合や団地建替え事業にあわせた広場がある公園の確保

千石東、島頭などの住宅地エリア

- 千石東公園は、散策や通り抜けなどを中心とした利用を維持するとともに、休憩の機能の充実や、自治会館と連携した利活用を促進することで、多機能化・拡充を図ります。
- 主要な生活動線に接する公園は、広場化やベンチの設置など、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（千石児童遊園、上島頭南テッコ広場など）。
- 千石東公園やまちなかに休憩しやすいスポットを設けるとともに、みどりを楽しめる道や、散策路や歩道のある歩きやすい道路を活かしてネットワークルートを設定し、歩いて巡りやすい環境づくりを図ります。

門真団地、砂子小学校のエリア

- 地域内にはボール遊びができるような広場のある公園が限られている中で、門真団地の建て替えや、小中学校の再編統合に伴う砂子小学校の跡地活用などが予定されていることから、これらの関連事業と連携して、広場のある公園の整備について検討します。

四宮3号公園

- 遊具遊びや広場でのボール遊びを中心に利用されており、子ども達にとってのびのびと遊ぶことができる貴重な公園であることから、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。

●「いこい型」として機能の特化

脇田町、江端町などの住宅地エリア

- 下馬伏南公園は、広場を中心とした現状の利用を維持するとともに、広場の利用ルールやしくみづくりを検討し、地域で使いやすい公園として多機能化・拡充を図ります。
- 主要な生活動線に接する公園は、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（脇田町南広場、江端5号公園など）。
- 利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換や廃止を検討します（脇田町中央公園など）。

●「いこい型」として機能の特化

●「にぎわい型」として機能の特化

●「いこい型」として機能の特化

凡例（基本計画）

- 一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- ★ 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換・廃止

- ※公園の規模を円の大きさを示しています。
- 小さな公園（1,500㎡未満）
  - 中くらいの公園（1,500㎡以上）
  - 大きな公園（8,000㎡以上）

- ↔ 公園とまちの資源のネットワーク
- ↔ にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等



■第五中学校区の主な取り組み

- ①更なる魅力化に向けた弁天池公園と四宮公園のリニューアル整備
- ②利用者や利用内容に応じて使い分けができる小さな公園の機能の特化・分担
- ③子どもの遊び場の多様化に向けた広場のある公園での利用ルールやしきづくり
- ④公園の規模に応じた防災機能の充実

宮前町、下島町などの住宅地エリア

- 主要な生活動線に接する公園は、散歩や買い物の際に立ち寄り利用しやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（宮前町児童遊園、宮前町北児童遊園）。
- 子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（下島町児童遊園）。

四宮公園

- グラウンド利用を中心とした現在の機能を維持するとともに、子ども達が思いきり遊んだり大人が健康づくりのために体を動かしたりできるなど、ボール遊びや運動、スポーツなどの機能を充実させるため、リニューアルなどによる多機能化・拡充を図ります。

岸和田などの住宅地と工場地が混在したエリア

- 主要な生活動線に接する公園は、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（岸和田2号公園）。
- 複数の小さな公園で、機能が重複する児童向け遊具を整理し、幼児が安心して遊べるように機能の特化するなど、多様な年齢層の子どもが遊べるように機能の特化と分担を図ります（岸和田4号公園）。
- 子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（岸和田北部遊水公園など）。
- 利用者が見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換や廃止を検討します（江端町4号公園など）。

岸和田、東江端町などの工場地エリア

- 東江端町3号公園は、高齢者のゲートボールや幅広い年齢層の子ども達の遊び場としての機能を維持しながら、ボール遊びの場として利用できるルールなどについても検討します。
- 工場などに隣接する小さな公園などでは、周辺の事業所の在勤者などが休憩利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります。

上島町、城垣町などの住宅地エリア

- 複数の小さな公園において、子どもの年齢層や遊びの内容によって使い分けができるように、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（上島町児童遊園、城垣町公園など）。
- 主要な生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（上島町東公園、青山児童遊園など）。

北岸和田の住宅地エリア

- 主要な生活動線に接する公園において、立ち寄り利用がしやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（北岸和田2号公園）。
- 子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（北岸和田1号公園）。
- 利用者が見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換や廃止を検討します（北岸和田3号公園）。

四宮1号公園

- 遊具遊びや広場でボール遊びを中心に利用されており、子ども達にとってのびのびと遊ぶことができる貴重な公園であることから、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。

弁天池公園

- 多様な環境を活かしながら、市全体からの利用を想定したにぎわい創出に向けたリニューアルや利活用により、多機能化・拡充を図ります。

岸和田1号公園

- 遊具遊びや休憩など現在の機能を維持しながら、児童の多様な遊び場としての機能を充実させることで、多機能化・拡充を図ります。

広場のある公園

- ボール遊びができるような広場のある公園に限られているため、利用ルールやしきづくりについて検討します。

凡例（基本計画）

- 一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- ★ 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換・廃止

※公園の規模を円の大きさを示しています。

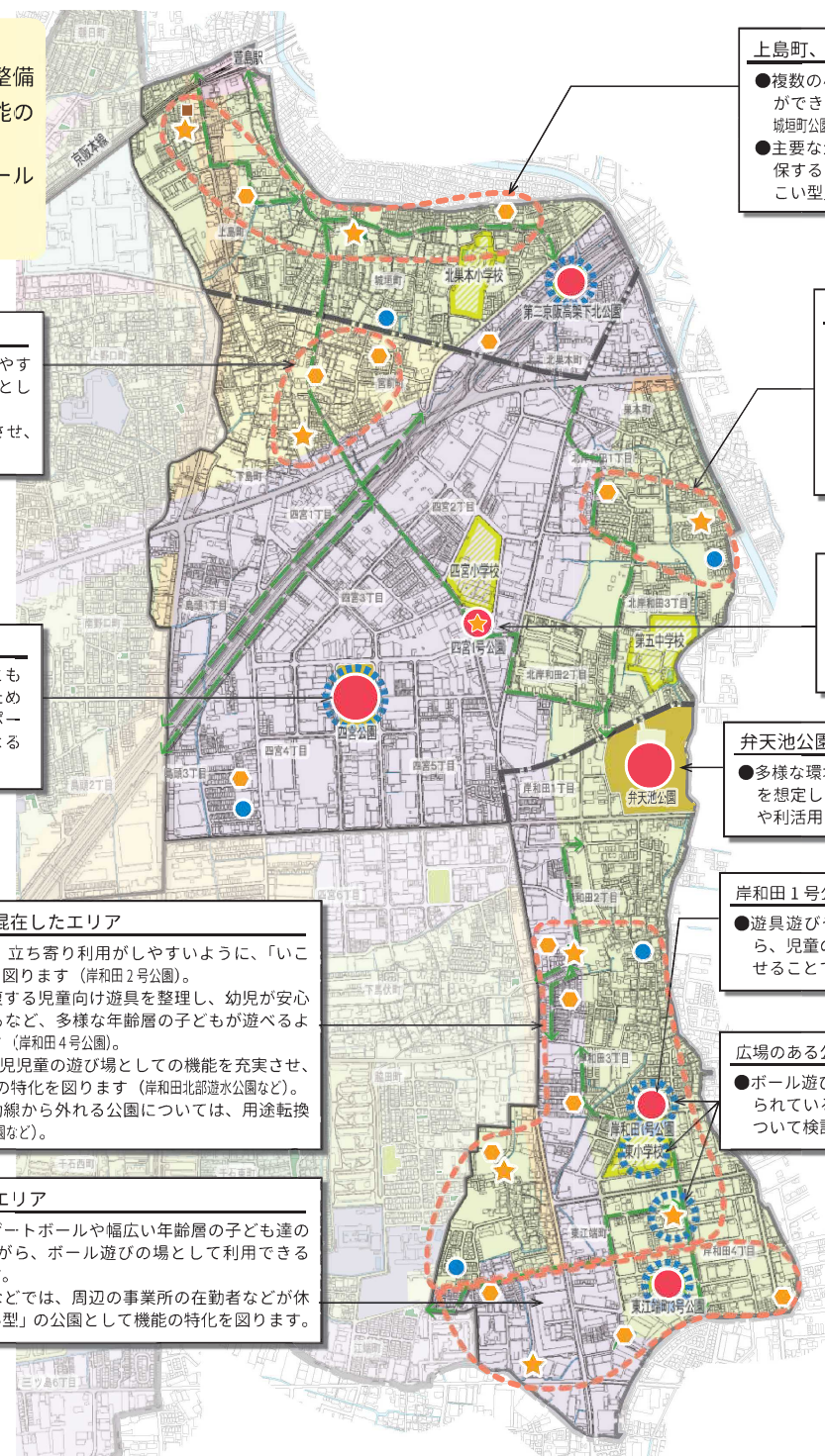
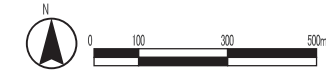
- 小さな公園（1,500㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500㎡以上）
- 大きな公園（8,000㎡以上）

公園とまちの資源のネットワーク

- ↔ 公園とまちの資源のネットワーク
- ↔ にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしきづくり

凡例（現況）

- 公共施設（庁舎等）
- 公共施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等



■第七中学校区の主な取り組み

- ①大・中・小それぞれの規模に応じた公園の機能の特化と役割分担
- ②グラウンドや広場の分散利用のための利用ルールやしきみづくり
- ③小さな公園の立ち寄り利用への特化と歩いて巡りやすいネットワークの形成

**グラウンド・広場をもつ公園**

●グラウンドがある北打越公園、広場がある東打越公園と東田町公園では、ボール遊びやグラウンドゴルフの使い分けについて、時間帯や場所に関する利用のルールやしきみづくりについて検討します。

**東田町公園**

●幅広い年齢層の子どもの遊び場としての機能を維持するとともに、広場でのボール遊びに関するルールづくりなどにより、多機能化・拡充を図ります。

**北打越公園**

●市全体からのグラウンド利用や、幅広い年齢層の子ども達の遊び場としての機能を維持するとともに、多様な遊びやスポーツの場としての機能、大人や高齢者の健康づくりや休憩の場としての機能の充実などにより、多機能化・拡充を図ります。

**東打越公園**

●児童の遊び場としての機能を維持するとともに、広場でのボール遊びに関するルールづくりなどにより、多機能化・拡充を図ります。

- 「にぎわい型」としての機能の特化
- 「いこい型」としての機能の特化

**三ツ島（第二京阪道路以東）の工業地エリア**

●利用者がほとんど見られない、工業地に囲まれた小さな公園については、用途転換や廃止を検討します（三ツ島東児童遊園、三ツ島西児童遊園など）。

●小規模な住宅地に隣接する小さな公園については、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（三ツ島2号児童遊園、三ツ島南児童遊園など）。

**北島町、三ツ島、桑才などの旧集落を含む住宅地エリア**

- 下三ツ島公園は、幼児の遊び場としての機能を維持するとともに、児童の遊び場としての機能や、木陰を活かして休憩や散策の機能を充実させ、多機能化・拡充を図ります。
- 旧集落内などの生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（松本公園、布施公園など）。
- これらの公園を歩いて巡りやすいルート設定するなど、ネットワーク化を図ります。
- 子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（上三ツ島公園、三ツ島北児童遊園など）。

●「いこい型」としての機能の特化

**門真南公園**

●幅広い年齢層が利用できる遊具やバスケットゴールなど、既存の施設等を活かしながら、多様な遊びの場として多機能化・拡充を図ります。

凡例（基本計画）

- 一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- ★ 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換・廃止

※公園の規模を円の大きさを示しています。

- 小さな公園（1,500㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500㎡以上）
- 大きな公園（8,000㎡以上）

←→ 公園とまちの資源のネットワーク

←→ にぎわいのネットワーク

● 利用ルールやしきみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

